

- ・返信用封筒に宛名を記載し同封してください。(切手の貼付は不要です)
- (3) 当組合は、証明書の発行にあたり証明書のチェックリストの記入内容に基づく、メーカーからの裏付け資料を参考にして対象の漁網漁具の要件を確認させて頂き、証明書を発行します。その際、チェックリストは当組合とメーカーとの間の確認として用いるものですので、証明書発行後はユーザー（漁業者、会社）へは証明書のみ転送となります。
- (4) 当組合から証明書の発行を受けたメーカーは、依頼のあったユーザーに証明書を転送してください。
- (5) ユーザーは、(4)の証明書を受けた漁網漁具について、経営力向上計画を作成し、認定を受ける必要があります。手続きに際しては、証明書のコピーと経営力向上計画書を所管の窓口（当組合の分については、ユーザーが所管する農林水産省の地方農政局長殿宛）に提出し、主務大臣の認定を得ることになります。
- (6) 認定を受けた経営力向上計画に基づき取得する経営力向上設備（漁網漁具）については、税制の手続きに従い申告することになります。申請するユーザーは、申請時に(4)の証明書、(5)の申請・認定書（いずれも写し）を添付して、法人税・所得税（国税）の優遇を受ける場合は所管の税務署へ、また、固定資産税（地方税）の軽減を図る場合は所管の自治体へ、それぞれ申告することになります。

3. 送付先、問い合わせ先

〒101-0047

東京都千代田区内神田 2-8-3 （新東ビル 4F）

日本製網工業組合

TEL: 03-5295-2836

FAX:03-5295-2837

4. 費用

証明書発行手数料として、1部につき次の費用を証明書発行時に申し受けます。

- ・組合員 3,000 円（税別）
- ・その他 5,000 円（税別）

以上